

令和2年11月27日

下水道使用料の賦課漏れに関する調査結果等報告書

名寄市下水道事業

名寄市長 加藤 剛士

令和2年9月、水道を使用し公共下水道に接続されているにも関わらず下水道使用料を賦課することなく未徴収になっている可能性がある、いわゆる賦課漏れが判明し、現地の調査確認と説明が必要とした43件について、11月7日から訪問調査を進め、調査結果がまとまりましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 調査結果等

(1) 調査方法

①関係書類調査（令和2年9月28日～令和2年10月30日）

- ・上下水料金システムから「上水道使用者・下水道データなし」の対象者を抽出し、管路図システム、排水設備工事原簿、その他申請関係書類等の照合調査を実施。
- ・下水道処理区域内であることを確認し、排水設備の接続が無く下水道を使用していないことが敷地外から確認できる施設は目視調査等により確認したうえで除外し、下水道に接続している可能性があり、敷地内の確認が必要な対象住宅及び施設を43件とし、確定のため現地確認調査が必要と判断した。

②現地確認訪問調査（令和2年11月7日～令和2年11月20日）

- ・11月7日から調査対象住宅及び施設に電話での訪問依頼を行い、11月9日から訪問調査を実施。（電話番号等の連絡先がわからなかった対象者には直接訪問）
- ・下水道への接続の有無を確定するため、下水道使用の聞き取りを行い、敷地内の排水設備を確認し、許可を得て水を流していただき、下水道管への流入の調査も実施。（聞き取りで接続を確認できた場合は、流入調査は不要とした対象者もあり）
- ・調査により下水道への接続が確認できた場合、下水道使用料の賦課漏れと未徴収額及び納入方法について説明し、後日納入通知書を持参した際に納入方法の相談を受けることとした。

(2) 調査結果

(ア) 賦課漏れ件数（年度・原因別）

施工年度	S57	S59	S61	S62	S63	H1	H3	H5	H6	H7	H8	H10	H12	H13	H14	H17	H27	合計
連絡漏れ	2	1	1		1		3	2		3	4	1		1	1	1	1	22
入力漏れ				1		1		1	1			3	1		1			9
合計	2	1	1	1	1	1	3	3	1	3	4	4	1	1	2	1	1	31

※1「連絡漏れ」は、排水設備工事の使用開始届け等が下水道担当から水道の料金担当者へ引き継がれず賦課漏れとなったもの。

2「入力漏れ」は、料金担当者の料金システムへの入力漏れや誤りによるもの。

(イ) 賦課漏れ金額

	対象住宅 及び施設	延べ対象者数等		時効等金額	請求件数等	
		件数	賦課漏れ算定額		件数	請求金額
個人	21件	31件	16,733,207円	13,613,757円	23件	3,119,450円
事業所	10件	12件	13,148,780円	10,350,760円	10件	2,798,020円
計	31件	43件	29,881,987円	23,964,517円	33件	5,917,470円
調査前	43件	61件	33,081,364円	26,451,004円	46件	6,630,360円

※1 「延べ対象者件数等」とは昭和57年度以降賦課漏れの対象となった使用者数

※2 「時効等金額」とは、地方自治法第236条の金銭債権の消滅時効（5年）の規定により債権が消滅した金額の合計。

※3 賦課漏れ額等は、下水道使用料の算定基礎となる水量データがある平成7年4月（風連地区は平成15年4月）以降の数値から算出。

(ウ) 原因

●事務処理上の誤り

- ①下水道排水設備担当者から料金担当者への連絡漏れ 22件
- ②料金担当者のシステムへの入力漏れ 9件

●調査の結果、減少した理由

対象の住宅及び施設のうち、管路図システムと排水設備工事原簿の中で、古いデータには詳細が不明瞭なものがあり、現状の確認を要するものも今回の調査対象に含めていた。

現地調査を行った結果、下水道に接続していないことが確認できたものについては、賦課対象から外している。

2. 賦課漏れしていた対象者への対応状況

(1) 遡及賦課対象者件数及び金額

	対象住宅 及び施設	件数	請求金額
個人	21件	23件	3,119,450円
事業所	10件	10件	2,798,020円
計	31件	33件	5,917,470円

(2) 現在の対応状況等

遡及賦課の対象となる全ての対象者に対して、訪問調査時に、お詫びのうえ、賦課漏れとなった理由を説明し、納付をお願いしてきている。

納入方法や分割納付についての意向確認は行っていますが、11月30日以降に戸別訪問により納入通知書を持参し、改めて内容説明と納付についての相談を受け、分割納付等使用者の状況に応じて柔軟に対応し、遡及賦課に対する理解を深めていただけるよう丁寧な対応を行う。

3. 再発防止策

(1) 連絡体制の強化

①給排水工事受付から料金賦課までの事務フローの見直し

チェック体制を強化するため、現行の事務フローを見直し、連絡を密にし、体制強化を図ります。(10月中旬より試行し、11月20日から新たな事務処理方法で進めています。)

②マニュアル等の整備と共有化

これまでも各課で業務マニュアル等を整備していますが、共通認識の下に事務を執行するため、マニュアル等を見直しと上下水道室として共有化を行い、人事異動時においても正確な事務引継ができる体制強化を図ります。

(2) 料金入力事務の体制強化

①入力チェック機能の強化

料金入力事務については、これまでも料金担当・主査・課長・工事担当の複数職員が照合・点検・検査を実施し決裁していますが、検査体制の強化と正確な賦課事務の徹底を図ります。

②料金システムデータへ事由記載

現在は使用者と対応した場合に交渉履歴を残していますが、過去の対応状況は記載が無く、書類調査に時間がかかった要因でもあることから、今回の調査対象者の状況や、水道使用のみの対象者のデータには事由を記載し、使用開始の受付時に下水道の情報が無い場合の確認ができる対策を行います。

(3) 未水洗化住宅への対策

①排水設備申請制度の周知徹底

改めてHP等を通じ制度の周知を行い、事業者説明会の開催時には再度制度説明を行います。

②継続した調査

今回の関係書類等による照合調査の際に、過去に作成した未水洗化住宅のリストが不十分だったことが、初期調査に時間がかかってしまった要因でもあります。

単独浄化槽や汲み取りトイレ等の未水洗住宅の水洗化促進の取り組みを行うためにも、上下水道室として「未水洗化住宅リスト」の作成は必要不可欠であるため、現地調査を含め継続した調査を行います。

4. まとめ

今回の下水道使用料の賦課漏れにより、負担の公正、公平性を損なう事態を招き、また、賦課漏れの対象者となった皆様に、遡及して下水道使用料の納入をお願いしなければならなくなり、公共下水道をご利用いただいている市民・企業の皆様にご迷惑をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

上下水道室といたしまして、対象となった皆様に丁寧にご説明申し上げ、納付方法については相談により対応するとともに、今回の事案を重大に受け止め、同様の事案を発生させることがないように、再発防止に向け、適正な事務処理に努めてまいります。